10　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の名称の変更

変更前の名称	変更後の名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
NKSJリスクマネジメント株式会社	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目二十四番一号	石川　秀洋	平成二十五年四月一日
社団法人日本ボイラ協会	一般社団法人日本ボイラ協会	東京都港区新橋五丁目三番一号	高村　淑彦	平成二十五年四月一日

11　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の事務所の名称及び所在地の変更

名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	宮崎検査事務所	宮崎県宮崎市広島二丁目十番十六号	宮崎検査事務所	宮崎県宮崎市広島二丁目十番十六号	平成二十五年三月三十一日
	鹿児島検査事務所	鹿児島県鹿児島市長田町一番十六号			

12　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の事務所の所在地の変更

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	山形事務所	山形県山形市あこや町二丁目三番一号	山形県山形市鋳物町四十八番三号	平成二十五年四月一日

○厚生労働省告示第百九十九号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二十四の七及び第五十八条の規定により、同令第十九条の二十四の六第一項の登録較正機関及び同令第五十七条第一項の登録計画作成参画者研修機関について、同令第十九条の二十四の四第二項第二号及び第五十五条第二項第二号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同令第十九条の二十四の十六及び第六十七条の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　労働安全衛生法及びこれに係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の六第一項の登録較正機関の名称の変更

変更前の名称	変更後の名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
社団法人日本作業環境測定協会	公益社団法人日本作業環境測定協会	東京都港区芝四丁目四番五号	明賀　孝仁	平成二十五年四月一日

2　労働安全衛生法及びこれに係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の六第一項の登録較正機関の代表者の氏名の変更

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社団法人日本作業環境測定協会	東京都港区芝四丁目四番五号	大下　滋	明賀　孝仁	平成二十三年五月二十七日

3　労働安全衛生法及びこれに係る登録及び指定に関する省令第五十七条第一項の登録計画作成参画者研修機関の名称の変更

変更前の名称	変更後の名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
社団法人仮設工業会	一般社団法人仮設工業会	東京都港区芝五丁目二十六番二十号	鈴木　芳美	平成二十五年四月一日

○厚生労働省告示第二百号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の二の十八及び第二十五条の二十二第一項の規定により、同令第一条の二の十八の指定産業医研修機関及び第二十五条の二十二第一項の指定筆記試験免除講習機関について、それらの名称を次のように変更する旨の届出があったので、同令を実施するため、告示する。

平成二十五年六月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の十八の指定産業医研修機関の名称の変更

変更前の名称	変更後の名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
社団法人日本医師会	公益社団法人日本医師会	東京都文京区本駒込三丁目二十八番十六号	横倉　義武	平成二十五年四月一日

2　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の二十二第一項の指定筆記試験免除講習機関の名称の変更

変更前の名称	変更後の名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
社団法人日本医師会	公益社団法人日本医師会	東京都文京区本駒込三丁目二十八番十六号	横倉　義武	平成二十五年四月一日
社団法人日本歯科医師会	公益社団法人日本歯科医師会	東京都千代田区九段北四丁目一番二十号	大久保満男	平成二十五年四月一日

○厚生労働省告示第二百一号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第八条第四項の規定に基づき、検疫法第八条第四項の規定による検疫区域（昭和二十六年厚生省告示第二百九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年六月二十日から適用する。

平成二十五年六月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

京浜港の項中「外防波堤北灯台から三〇度一、六五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一一六度に港則法施行令別表第一に定める港界線まで引いた線、同港界線及び港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）別表第二に定める横浜航路北側線」を「横浜大黒防波堤東灯台から一三八度一、五六二メートルの地点（以下C地点という。）から横浜大黒防波堤東灯台から一三八度二、一九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三一度九二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から横浜大黒防波堤西灯台から一二六度三〇分三、三六五メートルの地点まで引いた線、同地点からC地点まで引いた線」に改める。